

# 大学生の学校におけるインターンシップの基本的考えについて

青森県教員等資質向上推進協議会

## 1 はじめに

本協議会では、校長及び教員の資質の向上に関する指標の協議に加え、それ以外の校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についても協議した。

中央教育審議会の「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（平成27年12月21日答申）」では、教員養成に関する改革の具体的な方向性の一つに「学校インターンシップの導入」を挙げ、「既存の教育実習と相まって、理論と実践の往還による実践的指導力の基礎の育成に有効である」としている。このことから、本協議会では大学生の学校（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）におけるインターンシップ（以下「学校インターンシップ」という。）について、今後に向けて基本的考えを整理し、以下に示すこととした。

学校インターンシップを実施する場合、関係者はこの基本的考えを尊重して対応することを望むものである。

## 2 大学生の学校におけるインターンシップとは何か

一般的には、大学におけるインターンシップとは、大学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度のことであるが、本協議会においては、学校インターンシップを、「教員を目指す大学生が、在学中に自らの学びの深化及びキャリア形成に資すること等を目的として、学校現場において就業体験を行うこと」とする。

なお、教育実習が、学校の教育活動について実際に教員としての職務の一部を実践することが中心であるのに対し、学校インターンシップは、教育活動全般について、支援や補助を行うことを中心とする。このことから、学校インターンシップと教育実習はそれぞれ内容等で異なる面はあるものの、教員を養成するという共通する面もある。

## 3 学校インターンシップの意義

### (1) 大学及び大学生の側からの意義

大学では、キャリア教育・専門教育としての取組の充実が期待される。大学生では、教職についての理解深化や職業意識の形成、教員を目指す意欲を喚起する契機、大学における学修成果を<sup>ため</sup>験すとともに、あらたな課題意識や学習意欲を喚起する契機、教職生活を円滑にスタートするための資質能力の向上が期待される。

### (2) 教育委員会の側からの意義

教員を目指す大学生の実践的指導力の向上、また、本県の実情を広く深く理解した教員を目指す大学生の確保とそのことによる教育・学校の活性化・質的向上が期待される。

(3) 受け入れる学校の側からの意義

教員を目指す大学生と関わることによる児童生徒のキャリア教育への寄与、児童生徒への指導など教員の業務のサポートが期待される。

4 学校インターンシップ実施における留意事項

(1) 全般的な留意事項

- 教育実習に比べ、学校インターンシップの認知が十分でないことを考慮し、県外の大学等が学校インターンシップの実施を希望する場合は、原則として、県教育委員会を窓口とする。また、県内の大学等が学校インターンシップの実施を希望する場合は、原則として、市町村立学校においては市町村教育委員会を窓口とし、県立学校においては県教育委員会を窓口とするが、必要に応じて県教育委員会は市町村教育委員会の相談に応じる。
- 学校インターンシップを円滑に実施するため、大学と教育委員会又は学校が担当者(窓口)を設けることなど、適切な役割分担及び相互協力の下、実施体制を整備する。
- 大学又は大学生と教育委員会又は学校が事前の打ち合わせを持ち、活動内容、経費、安全・災害補償及び労働関係法令遵守などを確認する。
- 大学生及び受け入れ学校の教職員の負担過多にならないよう配慮する。
- 次年度の改善に向け学校インターンシップの取組そのものの振り返りを行う。

(2) 大学における留意事項

- 学校インターンシップは、実施主体である各大学がそれぞれの状況等により実施について判断すべきものである。実施する場合、学校インターンシップの教育課程上の位置づけは、各大学の判断による。
- 実施する場合、学校インターンシップのねらいを明確にするとともに、大学生に事前事後指導を行う。

(3) 教育委員会及び受け入れ学校における留意事項

- 教育委員会は、教育実習との相違など、学校インターンシップに係る基本認識が関係者間でしっかりと共有されるよう調整する。
- 受け入れ学校は、児童生徒のキャリア教育への寄与の観点から、学校インターンシップの目的等を、学校段階あるいは学年段階を考慮しながら児童生徒へ説明する。

5 学校インターンシップの進め方（小・中学校で行う場合の参考例）

大学/学生側フロー		教育委員会側フロー		受入学校フロー
学校インターンシップ事業構築	→	県教育委員会に事業概要説明		
参加大学生募集				
応募大学生に概要説明 学校等の希望聴取 県及び関係市町村教育委員会に事前照会	→	事前照会内容検討	→	（事前照会内容検討）
関係教育委員会に事業説明	→	事業説明出席		
受入学校決定に係る報告を受領	←	受入学校の決定・報告	←	（受入学校の決定）
該当大学生への事前指導				
期日期間等を調整			→	期日期間決定
関係教育委員会等に依頼状の発送	→	依頼状受領	→	（依頼状受領）
活動終了後、大学生は活動報告書を作成し、大学に提出	←		←	受入学校で活動実施
該当大学生への事後指導				
次年度の改善に向けた事業の振り返り				